

補助金等調書

(2-1)

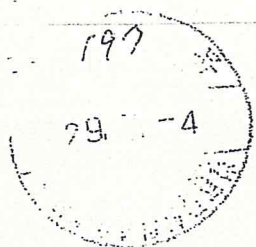
番号	4	担当課名	市民活動推進課	補助開始年度	昭和57年度	
補助金等の名称	町内会集会所敷地借地料補助金					
交付要綱等の名称	印西市町内会集会所敷地借地料補助金交付要綱					
	終了年限の有無 (無)・有 (平成 年度廃止予定)					
要綱に規定する交付対象者	町内会等 (町内会、自治会、町会、区等)					
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)			設立年月日	構成人数	
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・無) 有の場合は、類似団体数 ()					
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。) 行政の円滑化、地域社会における住民福祉の向上					
助成団体等の状況	区分		平成 2 8 年度決算額	平成 2 9 年度決算額	平成 3 0 年度予算額	
	歳入	市補助金		762, 000	758, 000	758, 000
		内訳	国庫補助金			
			県補助金			
			その他			
			一般財源	762, 000	758, 000	758, 000
		会費				
		事業収入				
		その他		230, 099	234, 099	234, 099
		合計		992, 099	992, 099	992, 099
		歳出	人件費			
	事務費		992, 099	992, 099	992, 099	
	事業費					
	その他					
	合計		992, 099	992, 099	992, 099	
	翌年度繰越金					
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ (3) 単独 ・ 4 市単独上乗せ 町内会等が管理、運営する集会所の敷地のうち、借地に要する経費について、補助金を交付する。借地の相手方の区分により、土地借地料のうちの全部または一部を対象経費とする。世帯区分により補助率あり。支給限度額は 2 0 万円。				

補助制度の 目的、効果、 公益性	目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)
	① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)
	地域コミュニティを推進する市の施策を達成するため、地区集会施設の維持に必要となる借地料を補助し、町内会等の負担軽減を図る。(第2次基本計画 施策2 市民が主体の地域コミュニティ活動の推進、主な取り組み コミュニティ施設の活用促進…集会施設の整備・補修を支援) 併せて、市有地等に地区集会施設が建設され、借地料がかからない町内会等との格差是正を図る。
	② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)
	前年度の交付実績等により積算(以下、予算内訳) 六軒自治会 21,000円 馬場町内会 137,000円 小林台方町内会 200,000円 宗甫町内会 196,000円 平岡町内会 106,000円 七畝割町内会 31,000円 発作下町内会 70,000円
	③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)
	実績額 六軒自治会 22,000円 馬場町内会 136,000円 小林台方町内会 200,000円 宗甫町内会 195,000円 平岡町内会 105,000円 七畝割町内会 30,000円 発作下町内会 70,000円
	④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。
	地区集会施設の維持に必要となる借地料を補助し、町内会等の負担軽減が図られた。
	⑤ 補助金交付の終期の目途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)
集会所用地は、町内会等により、市有地である場合や、私有地を借用している場合など状況が様々である。公平性の観点から、私有地を借用している場合については、引き続き補助する。	
⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。	
地区集会所については、市で所有しているもの、町内会等で所有しているものがあり、また集会所用地についても、市所有のもの、私有地を借用しているもの、国所有のものを市が借用しているものなど、状況が統一されていない。町内会等の負担軽減や公平性を図るため、今後も補助を継続していく必要がある。	
⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)	
住民自治の向上につながるもの	
借地料の負担軽減は、不特定多数の地域住民が利用する地域コミュニティの拠点を安定的に維持していく上で、高い公共性、公益性を有する。	
担当課の判定	☐ 拡大して継続 ☒ 現状維持で継続 ☐ 縮小して継続 ☐ 整理統合 ☐ 廃止
判定の理由	町内会等の負担軽減を図り、地域コミュニティを推進するため。

近隣市類似補助金等の状況

補助金等名	町内会集会所敷地借地料補助金
-------	----------------

	補助率（定額補助の場合はその額）	補助上限額
成田市		
佐倉市		
四街道市		
八街市		
富里市		
白井市		
印西市	世帯数 200未満 経費の100% 200～350 経費の 80% 350以上 経費の 50% 以内	20万円



平成 29 年 7 月 4 日

印西市長 板 倉 正 直 様

町内会名 小林台方町内会
申請者住所 印西市小林
氏 名

印西市町内会集会所敷地借地料補助金実績報告書

平成 29 年 6 月 26 日付け印西市推指令第 21 号で交付決定のあった印西市町内会集会所敷地借地料補助金について、印西市補助金等交付規則第 13 条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 200,000 円
- 2 補助金算定の内訳 (1) 土地賃借料 322,000 円
(2) 町内会の世帯数 196 世帯 (4 月 1 日現在)

3 集会所の敷地面積

所 在 地	地 目	地 積	土 地 賃 借 料	土地所有者
印西市小林 1831-118	宅地	317.00 m ²	322,000 円	
合 計		317.00 m ²	322,000 円	

4 集会所の建築面積 132.49 m²

5 添 付 書 類 土地賃借料の領収書の写し

○印西市町内会集会所敷地借地料補助金交付要綱

昭和57年10月1日告示第40号

改正

平成6年3月30日告示第33号

平成8年3月29日告示第29号

平成14年3月28日告示第31号

平成17年3月31日告示第27号

平成19年1月16日告示第2号

印西市町内会集会所敷地借地料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内の町内会、自治会及び町会（以下「町内会」という。）の活動の促進及び負担の軽減を図るため、町内会が管理し、運営する集会所（以下「集会所」という。）の敷地のうちの借地に要する経費について、印西市補助金等交付規則（昭和53年規則第6号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において当該町内会に対し、補助金を交付する。

(集会所の要件)

第2条 補助金の交付の対象となる場合の集会所は、次の各号に掲げる要件に該当しなければならない。

(1) 集会所の建築面積 66平方メートル以上

(2) 集会所の敷地面積 290平方メートル以上

(補助率等)

第3条 補助の対象となる経費及び補助率は、次のとおりとする。

経費				補助率	
種目	借地の相手方	経費の額		町内会の世帯数	補助率
土地賃借料	国又は地方公共団体	当該契約の土地賃借料の額	左記の額又は20万円を超えるときは、20万円を限度とする。	200世帯未満	当該経費の10分の10以内
	国又は地方公共団体以外の者	市が普通財産の土地を貸付する場合の貸付料算定の例により算定する額の範囲内、かつ、当該契約の土地賃借料を超えない額		200世帯以上 350世帯未満	当該経費の10分の8以内
				350世帯以上	当該経費の10分の5以内

2 集会所の敷地の借地のうちに国又は他の地方公共団体から借用した土地が

ある場合には、前項の表経費の額の欄中「市」とあるのは、「国又は他の地方公共団体」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定により算定した金額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする町内会の代表者（以下「申請者」という。）が、規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、印西市町内会集会所敷地借地料補助金交付申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否及び補助金の額を決定し、規則第6条の規定により印西市町内会集会所敷地借地料補助金交付決定（却下）通知書（別記第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 補助金の交付決定を受けた者が、土地賃借料を支払ったときは、規則第13条の規定により印西市町内会集会所敷地借地料補助金実績報告書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第7条 市長は、前条に規定する実績報告を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは補助金の額を確定し、規則第14条の規定により印西市町内会集会所敷地借地料補助金確定通知書（別記第4号様式）を当該申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第8条 補助金の額の確定を受けた者は、規則第16条の規定により印西市町内会集会所敷地借地料補助金交付請求書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、昭和57年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成6年3月30日告示第33号）

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日告示第29号）

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月28日告示第31号）

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日告示第27号）

(施行期日)

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前にこの告示による改正前の印西市町内会集会所敷地借地料補助金交付要綱（中略）（以下「旧告示」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示による改正後の旧告示の規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年1月16日告示第2号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第4条）

第2号様式（第5条）

第3号様式（第6条）

第4号様式（第7条）

第5号様式（第8条）